

○佐渡市地域保全型工事発注要綱

平成31年 1 月 30日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域において災害時における対応を含む社会資本の適切な維持の重要性が増してきている中で、市が認定する地域貢献地元企業に対して、地域保全型工事を発注することにより、地域の安全・安心確保に貢献する市内建設業者を将来にわたり確保することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域貢献地元企業 災害対応や除雪等、地域の安全・安心確保に貢献する市内建設業者のうち、次条に規定する要件を満たす者をいう。
- (2) 地域保全型工事 競争入札により地域貢献地元企業に発注する、設計金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。)が3,000万円未満の特殊な技術(工法、資機材等)を要しない土木一式工事をいう。

(地域貢献地元企業の認定の要件)

第3条 地域貢献地元企業として認定されるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 佐渡市建設工事入札参加資格審査規程(平成16年佐渡市告示第73号。以下「入札参加資格参加規程」という。)に基づき、土木一式工事の認定を受け、入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - (2) 市と常時建設工事の請負契約を締結する事務所として、市内に建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による許可を受けた、主たる営業所又は主たる営業所以外の営業所があること。
- 2 地域貢献地元企業として認定されるためには、前項の要件を満たしたうえで、次のいずれかの要件を満たさなければならない。
- (1) 市と災害時の協力体制に関する協定を締結する、各地区建設業組合

等に参加していること。

(2) 過去5年度(申請日の属する年度の前年度から遡って5年間)内に、市内において、別記第1項から第4項に掲げる地域貢献活動のいずれかの実績を有すること。ただし、別記第1項から第3項に掲げる国又は新潟県、市の管理施設(以下「市等の管理施設」という。)は、道路、河川等直接市民の共同使用に供される土木系の市等の管理施設に限る。

3 地域貢献地元企業の認定地区は、前項各号における建設業組合等加入地区又は地域貢献活動の実績を有する地区のいずれか1地区を認定するものとする。

(地域貢献地元企業の認定の手続)

第4条 地域貢献地元企業の認定を受けようとする者は、入札参加資格参加規程第3条に規定する申請書類を市長に提出する時に、地域貢献地元企業認定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

2 別記第1項から第4項のいずれかの実績を有する場合は、前項の申請書に発注者との契約内容が分かる契約書、請書又は指示書などの写しを添付しなければならない。

3 認定の申請期間及び認定の有効期間は、入札参加資格参加規程第4条及び第5条の規定を準用する。

4 市長は、第1項の申請書を受理し、認定することが適当と認められるときは、地域貢献地元企業認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(地域保全型工事の発注)

第5条 地域保全型工事の入札方式及び入札に参加することができる地域貢献地元企業の範囲は、別表に定めるとおりとする。ただし、災害等の緊急工事及び特別な事由のある工事については、この限りではない。

2 地域保全型工事の発注は、次の各号の条件を付して発注するものとする。

- (1) 下請負する場合は、二次までとすること。
 - (2) 前号による下請負は、原則として、地域保全型工事实施地区の地域貢献地元企業へすること。
- (その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行し、同日以後の入札公告又は入札執行通知から適用する。

(経過措置)

- 2 佐渡市地域保全型工事の発注手続に関する試行要領(平成22年制定)に基づき、平成31年3月31日現在認定されている地域貢献地元企業は、この告示に基づく地域貢献地元企業とみなす。
- 3 佐渡市地域保全型工事の発注手続に関する試行要領に基づき、平成31年3月31日現在発注している地域保全型工事は、この告示に基づく地域保全型工事とみなす。

別記(第3条関係)

- 1 市等の管理施設の除雪
- 2 平常時の市等の管理施設の点検・パトロール
- 3 災害発生前後の市等の管理施設の点検・被害状況調査
- 4 国又は新潟県、市から直接請負った災害発生直後の緊急の維持管理業務(通行止めバリケードの設置等)又は応急工事

別表(第5条関係)

■ 指名競争入札

設計金額	格付け	発注地区 / 地域貢献地元企業認定地区									
		両津	相川	佐和田	金井	新穂	畑野	真野	小木	羽茂	赤泊
250万円 未満	C・D・ ※1(B)	両津	相川	佐和田	金井	新穂	畑野	真野	-	-	-
	C・D・ ※2(A・B)	-	-	-	-	-	-	-	小木	羽茂	赤泊
250万円 以上 400万円 未満	A・B・C・D	-	-	-	-	-	-	-	小木	羽茂	赤泊

※1:発注地区において、C・Dに格付けされた地域貢献地元企業が4者未満の場合は、Bに格付けされた地域貢献地元企業を加えて指名する。

※2:発注地区において、C・Dに格付けされた地域貢献地元企業が4者未満の場合は、A・Bに格付けされた地域貢献地元企業を加えて指名する。

■ 制限付一般競争入札

設計金額	格付け	発注地区 / 地域貢献地元企業認定地区									
		両津	相川	佐和田	金井	新穂	畑野	真野	小木	羽茂	赤泊
250万円 以上 400万円 未満	A・B・C・D	両津	相川	佐和田	金井	新穂	畑野	真野	-	-	-
400万円 以上 1,500万 円未満	A・B・C・D	両津	相川	佐和田	金井	新穂	畑野	真野	小木 羽茂 赤泊		
1,500万 円以上 3,000万 円未満	A・B・C	両津	相川 ※3 佐和田	佐和田 真野 金井	金井 佐和田 新穂	新穂 畑野 金井	畑野 真野 新穂	真野 佐和田 畑野	小木 羽茂 赤泊		

※3: 佐和田地区認定地域貢献地元企業は、主たる営業所のみとする。

佐渡市長 様

(申請者) 住所(所在地)
商号又は名称
代表者

印

地域貢献地元企業認定申請書

地域貢献地元企業の認定を受けたいので、佐渡市地域保全型工事発注要領第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 地域貢献活動の実施状況(口内に✓印を付け、必要事項を記載してください。)

- (1) 市と災害時の協力体制に関する協定を締結する、各地区建設業組合等に加入している。

(加入している組合等の名称:)

- (2) 過去5年度(申請日の属する年度の前年度から遡って5年間)内に、次の①から④に掲げるいずれかの実績を有している。

ただし、市等の管理施設とは、国又は新潟県、市が管理する道路、河川等直接市民の共同使用に供される土木系の管理施設に限る。

- ① 市等の管理施設の除雪
(地区:)
- ② 平常時の市等の管理施設の点検・パトロール
(地区:)
- ③ 災害発生前後の市等の管理施設の点検・被害状況調査
(地区:)
- ④ 国又は新潟県、市から直接請負った災害発生直後の緊急の維持管理業務(通行止めバリケードの設置等)又は応急工事
(地区:)

※ 添付書類:①から④のいずれかの実績を有する場合は、発注者との契約内容が分かる契約書、請書又は指示書などの写しを添付してください。

2 地域貢献地元企業の申請地区((口内に✓印を付けてください。建設業組合等加入地区又は地域貢献活動の実績を有する地区のいずれか1地区のみ。)

- 両津 相川 佐和田 金井 新穂
 畑野 真野 小木 羽茂 赤泊

様式第2号(第4条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

佐渡市長 ㊟

地域貢献地元企業認定通知書

このことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 審査結果 認定 ・ 非認定

- 2 認定地区 地区

- 3 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
(ただし、入札参加資格を喪失した場合は、その日まで)